

東京都障害者総合スポーツセンター食堂・売店部門の業務

委託に関する仕様

1、基本コンセプト

- (1)スポーツセンターを利用する障害のある人及び介護等の方（スポーツ施設・集会室・宿泊施設等の利用）に対する「食と憩い」の場を提供する。
- (2)スポーツセンター利用に必要なスポーツ用品等の商品販売、各種サービス提供
- (3)スポーツセンター職員に対する社内食堂的システムの導入

2、委託内容

(1)食堂・喫茶事業の運営

障害のある人、介護等の方への食事等の提供

（メニュー及び価格設定については協議のうえ決定する。）

(2)売店の運営

①スポーツ用品等商品の展示・販売

②宅急便サービス

(3)障害のある人への配慮

障害種別に応じた配慮（点字メニュー、食事介助用品等）

3、委託者

公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会 東京都障害者総合スポーツセンター

4、契約期間

令和6年4月1日より令和7年3月31日まで(年度単位で更新)

5、営業場所

(1)東京都障害者総合スポーツセンター内（東京都北区十条台 1-2-2）

(2)使用範囲（面積） 食堂及びラウンジ 245.20 m² * 別紙平面図参照

売店 9.54 m²

厨房 36.29 m²

控室（トイレ付） 13.46 m²

食品庫 1.50 m² 計 305.99 m²

(3)座席数 テーブル数 26 卓（屋内 22 卓・屋外 4 卓）

座席数 93 席（屋内 77 席・16 席）

6、営業日数及び営業時間

(1)営業日数 296 日(令和 6 年度) * 別紙開館カレンダー参照

* 休館日 毎週水曜日、祝日の翌日、年末年始（29 日～3 日）

(2)営業時間 営業時間は、午前 10 時 00 分より午後 7 時 30 分までとし、ラストオーダーを午後 7 時 00 分とする。

宿泊者の朝食については午前7:30より午前9:00まで対応するものとする。

* 施設の開館時間は午前9時より午後9時までで、朝の時間帯は宿泊者(定員20名)の朝食対応。

* 営業時間は、行事等の開催により変更する場合あり。また行事等への協力依頼あり。

(3)当面の間、センターと協議の上、営業形態を決めるものとする。

7、諸費用の負担

本契約に基づく経費の負担区分は、別紙1「費用の負担区分表」のとおりとする。なお、別紙1に定めのない経費の負担については甲(センター)、乙(受託者)協議の上、決定する。

8、光熱水費の分担金

(1)委託業務遂行に伴う光熱水費のうち、電気料金及び水道料金については、使用範囲に係る子メーターの数値により費用按分し、分担金として処理し乙が負担する。

(2)甲は毎月末、委託業務の使用範囲に係る子メーターを検針し、親メーターとの按分比率により食堂の使用料を計算のうえ、四半期ごとに東京都に報告し、東京都より乙に請求するものとする。

(3)乙は、前号の請求を受けたときは、東京都から指定された期日までに東京都が指定した金融機関へ振込みにより支払うものとする。

9、受託者の責務

(1)法令の遵守：業務遂行に当たっては関係法令を遵守し設備の安全と良好な環境保持に努めること。

(2)守秘義務：業務上知り得たことがらを第三者に漏らしてはならない。

(3)従事者の身分の明確化：受託業務の実施に先立って、業務従事者の氏名、年齢を記載した名簿に、履歴書及び必要な資格証の写しを添えて届け出ること。

(4)責任者の選任：業務を円滑に執行するために従事者の中から現場における実施責任者を選任し、届け出ること。

(5)指導教育：受託業務遂行上必要とする教育訓練を定期的実施し、事業運営に支障を来たさないよう万全を期すること。

(6)実績報告書の提出：業務実施状況、利用者数を月次報告すること。

(7)損害予防措置：業務実施に当たって危害又は損害を与えないように万全を期すこと。

(8)損害賠償責任：業務遂行上、故意又は過失により損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

(9)上記以外に必要な事項については双方の協議により決定する。

10、参考

(1)令和5年：集客数 18,000人

(2)令和5年：利用者数 72,024人